

○松山広域福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に
関する条例

制 定 平成7年12月28日条例第1号
改 正 令和5年2月20日条例第2号

松山広域福祉施設事務組合職員の勤務時間並びに休日休暇に関する条例（平成3年条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 本組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年松山市条例第29号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定を準用する。

付 則

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

付 則（令和5年2月20日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。